

法 学 号 外  
平成 30 年 4 月 19 日

各 私 立 学 校 設 置 者  
各 私 立 学 校 長  
(小・中) } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 30 年度「子どもの人権 SOS ミニレター」事業について  
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 竹内

電話 019-629-5041 FAX 019-629-5049

メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp



事務連絡  
平成30年4月13日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属小・中学校を置く各国立大学法人附属学校主管課  
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を 御中  
所轄する構造改革特別区法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

### 平成30年度「子どもの人権SOSミニレター」事業について

平素より人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、法務省人権擁護局より、別添の「平成30年度『子どもの人権SOSミニレター』事業実施要領」に基づき、「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を、法務局・地方法務局の職員等が全国の小・中学校等に対し配布を行うとの連絡がありました。

については、各都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会においては、所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課においては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人附属学校主管課においては、その管下の学校に対して、本件について御周知いただきますとともに、この事業への御協力につき特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

いじめや体罰の問題は、依然として生徒指導上の大変な課題となっています。これらは、子供に対する重大な人権侵害であり、早期発見・早期対応が重要です。各位においては、この事業の目的を御理解いただき、積極的な御協力をいただきまますよう重ねてお願いいたします。

#### （添付資料）

- ・平成30年度「子どもの人権SOSミニレター」事業実施要領
  - ・「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」小学校用（平成29年度版）
  - ・「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」中学校用（平成29年度版）
- ※実際に配布される「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」小学校用・中学校用は、平成30年度版として現在製作中のものになります。

#### <本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

T E L 03-6734-3297（直）

F A X 03-6734-3735

岩手県

30.4.16

法学第

号



別添

## 平成30年度「子どもの人権SOSミニレター」事業実施要領

法務省人権擁護局  
全国人権擁護委員連合会

### 1 目的

子どもをめぐる人権問題は、近年大きな社会問題となっており、これを裏付けるように、平成29年中における学校におけるいじめに関する人権侵犯事件数、児童に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件数及び教育職員による体罰に関する人権侵犯事件数は、いずれも昨年に引き続き高い水準となっている。

このような子どもの人権問題への対応策として、封筒（料金受取人払の処理を施したもの）と便箋を一体化した「子どもの人権SOSミニレター」（以下「ミニレター」という。）を全国の小・中学校の児童・生徒に配布し、これを通じて身近な人にも相談できずにいる子どもたちの悩みごとや救済を求める意思などを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たるとともに、併せて、法務省の人権擁護機関の相談窓口等（ミニレターによる相談のほか、電話やインターネットによる相談等）を子どもたちやその保護者に周知することを目的として、本事業を実施する。

### 2 対象者

全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。以下同じ。）の児童・生徒全員を対象とする。

### 3 実施機関

法務局・地方法務局（以下「法務局」という。）及び都道府県人権擁護委員連合会（以下「都道府県連合会」という。）

### 4 実施方法

- (1) 法務省人権擁護局（以下「人権擁護局」という。）は、ミニレターを作成して法務局又は各学校等、法務局が指定する場所へ送付する。
- (2) 人権擁護局は、本事業の実施に当たり、文部科学省を通じ、都道府県・政令指定都市教育委員会、都道府県私立学校担当部局、附属小・中学校を置く国立大学法人及び義務教育諸学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課に対して協力を要請する。

- (3) 法務局は、本事業の実施に当たり、公立の学校を管轄する市区町村教育委員会に対して本事業の目的及び概要を説明の上、協力を要請する。
- (4) 法務局は、本事業の実施に当たり、各学校に対して本事業の目的及び概要を説明の上、ミニレターの児童・生徒への配布について協力を依頼する。なお、依頼の際には、学級担任等にも本事業の趣旨が伝わるよう配意する。
- (5) 法務局及び都道府県連合会は、本事業の実施に当たり、役割分担及び具体的実施方法等について協議する。
- (6) 法務局へ送付されたミニレターの各学校への配布は、法務局職員と人権擁護委員が連携して行う。
- (7) 法務局職員及び人権擁護委員は、児童・生徒から送付されたミニレターに対し、共同して、手紙又は電話により速やかに返答する。なお、返答に当たっては、誤送付等が発生することのないよう、十分注意する。
- (8) 相談内容については、秘密を厳守する。
- (9) 児童・生徒から送付されたミニレターは、人権相談として取り扱う。また、ミニレターにより把握した「いじめ」等の重大な事案については、人権侵犯事件として開始（立件）し、必要な調査を遂げた上で適切な措置を講ずる。
- (10) 法務局は、管下支局管轄区域内の児童・生徒から送付されたミニレターについては、当該支局の職員及び人権擁護委員において対応するよう指示しても差し支えない。

## 5 実施期間

実施期間は、平成31年3月末日までとする。

## 6 報告

法務局及び都道府県連合会は、ミニレターを配布後、小・中学校へのミニレターの配布枚数及び児童・生徒から送付されたミニレターの通数を四半期ごとに別紙様式に記入の上、各四半期の翌月10日までに、法務局通信ネットワークを利用して人権擁護局調査救済課（人権 救済/本省/人権擁護局）宛てに電子データで報告する。

また、毎月のミニレターの返答結果については、人権擁護事務支援システムの所定の項目に入力して報告する。

なお、報告を受けた同課は、通数等を取りまとめの上、全国人権擁護委員連合会事務局宛てに写しを送付する。

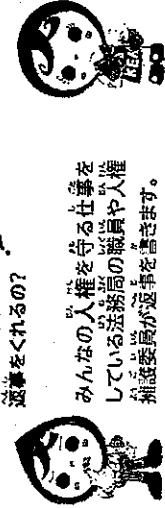
## 小学生用

この冊子には、皆で「SOSミニレター」  
が描かれてあります。  
誰かに相談するときにどこが  
どこがいいかお分かります。

子どもの人権 SOSミニレターって？

あなたの悩みを、あなたの方にななつてくれる人が誰かで必ず返事をくれる手紙だよ。  
どんな悩みでもいいから、この裏面に相談したいことを書いて、気軽に送ってね。  
(切手はいらないよ！)

どんなん人が  
返事をくれるの？



# SOS ミニレター

学年や学校で困っていることはない？  
誰かに相談したり、居たりできることなどいろいろあるよね。  
そんときはキミの悩みを二つの手紙に書いて、教えてね。

いつも書いて  
悩んでいるキミの方になるよ。

子どもの人権 SOS  
ミニレター

ひみつは  
守るよ

悩みがあつたら  
手紙を書いてね



**SOSミニレターは  
こんなふうに  
つかつてね！**



- 困つてることと、悩んでる人は…
- それをSOSミニレターに書いて、送ろう。
- 手紙が誰まで 来るかがわかる。

東京法務局・東京都人権擁護委員会

SOSミニレターの他に、電話やメールで相談することもできるよ。

電話で相談  
電話料金はかかるないよ。携帯電話・スマートフォンからもかけられるよ。  
**0120-007-110** 通話料  
音声通話  
音楽通話  
音楽音声通話  
相談時間 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 \*土曜日・日曜日・祝日 平日の朝8時～午後5:15

メールで相談  
法務省のホームページでも相談を受け付けているよ。   
**子どもの人権 SOSコエメール** 通話料  
音声通話  
音楽通話  
音楽音声通話  
http://www.jinken.go.jp/  
QRコードからでも  
インターネット人権自殺  
いつも持つていね！

東京法務局・東京都人権擁護委員会  
アドバイスセンター  
SOS  
カード

困つたことをなんでも相談してください。  
外へ出かける前の相談がかかるうえ、  
街の迷惑を防ぐためにください。

相談時間 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15  
※音楽通話・スマートフォンによる通話料に付きます。  
※あなたの近くの店舗や施設にあります。  
※土曜日・日曜日・祝日・平日の夜間以外は留守番です。

**0120-007-110**  
いつも持つていね！

この冊子には、皆で「SOSミニレター」  
が描かれてあります。  
誰かに相談するときにどこが  
どこがいいかお分かります。

東京法務局・東京都人権擁護委員会

切手は平成31年6月30日までいりません。

1028790  
209

郵便局  
4418  
差出有効期間  
平成31年6月  
30日まで  
(切手不要)

東京都千代田区九段南1-1-15  
九段第2合同庁舎

東京法務局人権擁護部 行

あなたのことをお  
教えてください。  
名前 \_\_\_\_\_ 年 組 \_\_\_\_\_  
学校名 \_\_\_\_\_

**SOSミニレターの送り方**

●メッセージを書いたら、①下のカーテン切らはなし、②やまわり線を端間に折り、  
封筒を折り取ります。 つけと書いてあるところに  
リをつけて封筒を作ります。封  
筒の中から手紙が出てしまうお  
それあるので、しっかりのり  
をつけてください。

●手紙がよい □自宅 □学校 □その他( )  
●電話がよいお電話できるのは平日午前8時30分から午後5時15分までです)  
□自宅 □自分の携帯電話(メールでは返信できません) □その他( )  
(にこには荷も  
重かないですね。)

返事がほしい場所の住所や電話番号を記入しないように最後まで書いてね。

〒 \_\_\_\_\_ 電話 ( )  
住所 \_\_\_\_\_

●あなたのこと  
お困りな  
ことがあります!  
【KENちゃん君】

●いつ、困っていること、困んでいることを  
書いてね(だれに何をされましたか?)。

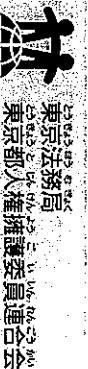
●困っていること、困んでいることは?  
□いじめのこと □いじめ以外の学校のこと □お家のこと □その他  
□こわったー □こわい.. □いやだ!  
□かなしい  
□××

困ったときに相談できる  
通勤カードです。  
切り取って、  
いつも持っていてね。

QRコードからでも  
アクセスできるよ

イシターネットでも相談できます。  
子どものSOSミニレター  
インターネット人権相談 楽天  
<http://www.inken.jp/>

切り取って2つ折りにすると  
カードになるよ。



書ききれないときは別の紙に書いて一緒に送ってね。

## 子どもの人権

**SOSミニレター**

悩んでいるあなたへ。  
私たちが必ず力になります。

最近やうな事で困っていることがありますか?  
困ったときに相談できる人がいないときなどもありますよね。  
そんなときは、この「SOSミニレター」をぜひご活用ください。  
困ったときに相談できる人がいることを、あなたに伝えたいのです。

**相談内容の秘密は守ります。**

## 「子どもの人権SOSミニレター」について

この裏面に相談したいことを書いて送ってください。初手は不要です(平成31年6月30日まで)。  
あなたが悩んだり困ったりしていることなどについて書かれた手紙を、人権問題などの秘密を守るために  
誰でも、手紙や電話でお送事をします。相談内容や個人情報は、みなさんのお名前を守る仕事をしています。



人権つて何に?

人権とは、「ひとりが人間らしく生きるために之權利」です。人は生まれたときから、誰もがこの「權利」を持つ  
います。言葉や暴力で奪つつけられたり、無視されるのは、大切な人権が守られないということです。

私たち法務省の人権擁護機関は、みなさんのお名前を守る仕事をしています。

専門的な人権知識がなく社会の実情に詳しくお困りの方に、安心してお話ししてほしいとおもっています。

専門的な  
人の声

僕たち・私たちはSOSミニレターを書きました!

「学校のことで悩んでいたけれど、SOSミニレターを書いて、もやもやしていた気持ちがすっきりしました!」(1年生、男子)  
「僕のことでも悩んでいましたが、アドバイスをもらつて、頭痛がいい方向に向かっています。本当にありがとうございます!」(2年生、女子)

お友達が  
困っているときも  
相談してください。

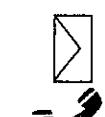
SOSミニレターの他に、「電話」や「メール」で相談することもできます。

電話で相談 電話料金はかかりません。携帯電話・スマートフォンからもかけられます。

**子どもの人権110番** 通話無料 0120-007-110  
相談時間:月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は留守番電話です。

メールで相談 法務省のホームページでも相談を受けています。

**子どもの人権SOS-メール** QRコードからでも アクセスできます  
インターネット人権相談 検索 24時間受付  
<http://www.jinken.go.jp/>



希望の連絡方法  
(電話・手紙)で  
あなたに返事をします。

例えばこんなとき利用してください

- 友達からいじめを受けている
- 暴力を受けて悩んでいる
- 暴力を書いて送っている
- 学校や家、その他のことで悩みがある

**QRコード** 東京都法務局・東京都人権擁護委員運営会  
困ったときに相談できる電話先カードです。やり取って、いつも携帯してください。

**QRコード** 東京都法務局・東京都人権擁護委員運営会  
困ったことをなんでも相談してください。

**QRコード** 東京都法務局・東京都人権擁護委員運営会  
困ったときに相談ができる電話先カードです。やり取って、いつも携帯してください。

**QRコード** 東京都法務局・東京都人権擁護委員運営会  
困ったときに相談ができる電話先カードです。やり取って、いつも携帯してください。

**QRコード** 東京都法務局・東京都人権擁護委員運営会  
困ったときに相談ができる電話先カードです。やり取って、いつも携帯してください。

**QRコード** 東京都法務局・東京都人権擁護委員運営会  
困ったときに相談ができる電話先カードです。やり取って、いつも携帯してください。

あなたを  
教えてください。  
名前

学校名

年  
組

切手は不要です!  
郵便局員様

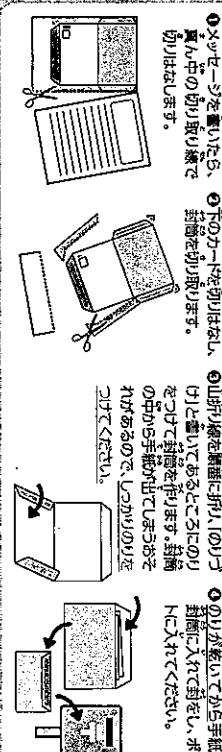
備考欄に  
記入を  
作ってください。  
山折り

助手は不要です!  
郵便局員様

備考欄に  
記入を  
作ってください。  
山折り



SOSミニレターの送り方



平成31年6月30日まで

書いていただいた  
相談の秘密は守ります。  
今、困っていること、悩んでいることをこちらに書いてください。いつ、だれに、何をされましたか?

困っていること、悩んでいることは?  
□いじめのこと □いじめ以外の学校のこと □家庭のこと □その他

記入欄  
住所

- 手紙がよい  自宅  学校  その他 ( )
- 電話がよい (お電話できるのは平日午前8時30分から午後5時15分まで)
- 自宅  自分の携帯電話 (メールでは返信できません)  その他 ( )

(ここには印も書か  
ないでください)

1028790

209

東京都千代田区九段南1-1-15  
九段第2合同庁舎

東京法務局人権擁護部 行  
(中学生用)



切手は平成31年6月30日まで不要です。

困ったときに相談できる  
連絡先カードです。  
切り取って、いつも  
持っていてください。

QRコードからでも  
アクセスできます



印がつづつ剥がれると  
撕かれてやがる一冊になります。

インターネット人権相談  
検索

http://www.linkeng.jp/  
※申し込み後、相談内容を書き込むためのURLアドレスが  
送られます。

法務省権調第21号  
平成30年4月13日

各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長 殿  
各 都 道 府 県 知 事 殿  
附属小・中学校を置く各国立大学法人学長 殿  
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の担当課 殿

法務省人権擁護局長 名 執 雅 子  
(公印省略)

平成30年度「子どもの人権SOSミニレター」事業への協力方について  
(依頼)

平素は、法務省の人権擁護機関（以下「当機関」といいます。）の行う人権擁護活動につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、子どもをめぐる人権問題については、学校におけるいじめの事案が数多く発生しているほか、家庭内における児童虐待の事案も増加し、死に至るケースもあるなど、大きな社会問題となっているところです。

これらの事案は、事柄の性質上、周囲の目に付きにくいところで発生することが多く、被害者である子ども自身も、教師や親、友人などの身近な人にも相談しにくいことから、重大な結果が生じて発覚する例が少なくありません。

そこで、当機関では、これらの問題に対する施策として、平成18年度から、全国の小・中学校、これに相当する中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部及び中学部）の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を配布し、これを通じて身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たることなどを目的とする標記事業に取り組んでおり、引き続き本年度も実施することとしました。

標記事業につきましては、本年5月下旬以降（新潟県内、大阪府内及び北海道札幌法務局管内は10月中旬以降）の実施を予定しておりますところ、今後、法務局・地方法務局の職員及び人権擁護委員が管内の小・中学校等に対し、「子どもの人権SOSミニレター」の配布についての協力依頼を行うことを予定しております。都道府県・指定都市教育委員会におかれましては所管の学校及び区域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事におかれましては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長におかれましては設置する学校に対して、その趣旨について周知を図っていただきますとともに、この事業への協力方につき特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

なお、当機関との連携については、「学校等と法務省の人権機関との連携強化について（通知）」（平成25年4月2日付け25初児生第3号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）が示されており、また、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日付け文部科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日）においても、いじめの防止等に関する基本的考え方として、いじめの問題への対応においては、法務局を含む関係機関との適切な連携が必要であることが示されていますので、御参考までに申し添えます。

おって、本依頼は文部科学省と協議済みです。

<連絡先>

法務省人権擁護局調査救済課

担当 山崎、中島

電話 03-3580-4111（内線 2714）

FAX 03-3592-7675